

## 民 事 執 行 （手続編）

### 目 次

<b>1 執行文付与申立</b>	<b>4</b>
1.1 申立先	4
1.2 費用・郵券	4
1.2.1 執行文付与手数料（収入印紙300円分）	4
1.2.2 予納郵券	4
1.3 提出書類	4
1.3.1 執行文付与申立書 1通	4
1.3.2 債務名義 正本1通	4
1.3.3 証明書 ※承継、条件成就の場合のみ	4
1.3.4 執行文および証明文書謄本の送達申請書 及び 執行文および証明文書謄本 送達証明申請書※承継、条件成就の場合のみ	4
1.4 書類の作成	4
1.4.1 執行文付与申立書	4
<b>2 送達証明申請</b>	<b>7</b>
2.1 申請先	7
2.2 費用・郵券	7
2.2.1 証明手数料（収入印紙150円分）	7
2.2.2 予納郵券	7
2.3 提出書類	7
2.3.1 送達証明申請書 2部	7
2.3.2 受書 1部	7
2.4 書類の作成	7
2.4.1 送達証明申請書	7
<b>3 不動産強制競売申立</b>	<b>9</b>
3.1 申立先	9
3.2 費用・郵券	9
3.2.1 申立手数料	9
3.2.2 登録免許税	9
3.2.3 予納金	9
3.2.4 予納郵券	9
3.3 提出書類	9
3.3.1 不動産強制競売申立書 1通	9
3.3.2 申立書の目録類の写し 各1部ずつ	10
3.3.3 フロッピーディスク	10
3.3.4 執行力ある債務名義正本並びに送達証明書 各1部	10
3.3.5 不動産登記事項証明書、不動産登記簿謄本（1ヶ月以内に取得したもの） 1部, その写し2部	10
3.3.6 公課証明書（3ヶ月以内に取得したもの）原本1部, その写し2部	10

3.3.7	資格証明書（当事者が法人の場合）、住民票（個人の場合）	10
3.3.8	売却方法についての意見書 1通	10
3.3.9	公図（法務局に備え置かれているもの） 2部	11
3.3.10	建物図面（法務局に備え置かれているもの） 2部	11
3.3.11	案内図 2部	11
3.3.12	〔目的不動産が建物である場合〕建物間取図 2部	11
3.3.13	地積測量図（法務局に備え置かれているもの） 2部	11
3.3.14	照会書 2部	11
3.3.15	その他任意に提出した方がよいもの	11
3.4	書類の作成	12
3.4.1	不動産強制競売申立書 1部	12
<b>4</b>	<b>担保不動産競売申立</b>	<b>15</b>
4.1	強制競売申立との相違点	15
4.2	提出書類	15
4.3	書類の作成	15
4.3.1	不動産強制競売申立書	15
<b>5</b>	<b>債権執行申立</b>	<b>17</b>
5.1	差し押える債権による相違	17
5.2	申立先	17
5.3	費用・郵券	17
5.3.1	申立手数料（収入印紙 4000円）	17
5.3.2	予納郵券	17
5.4	提出書類	17
5.4.1	債権差押命令申立書 1通	17
5.4.2	目録類	17
5.4.3	執行文付債務名義 正本 及び 送達証明書	17
5.4.4	資格証明書（当事者が法人の場合）、住民票（個人の場合）	17
5.4.5	陳述催告の申立書	17
5.4.6	当事者に対する宛名書（宛名ラベル等） 済の「長3」封筒	17
5.5	書類の作成	18
5.5.1	債権差押命令申立書	18
5.5.2	第三債務者に対する陳述催告の申立書	22
5.5.3	転付命令申立書	22
<b>6</b>	<b>担保権の実行としての債権執行申立</b>	<b>24</b>
6.1	通常の債権執行との相違	24
6.2	申立先	24
6.3	費用	24
6.4	提出書類	24
6.5	書類の作成	24
6.5.1	債権差押命令申立書	24

<b>7</b>	<b>建物収去命令申立</b>	<b>27</b>
7.1	申立先 . . . . .	27
7.2	書類の作成 . . . . .	27
7.2.1	建物収去命令申立 . . . . .	27
7.2.2	代替執行費用支払命令申立書 . . . . .	27

# 1 執行文付与申立

## 1.1 申立先

判決や調停、和解調書の場合は記録のある裁判所。

## 1.2 費用・郵券

### 1.2.1 執行文付与手数料（収入印紙300円分）

### 1.2.2 予納郵券

## 1.3 提出書類

### 1.3.1 執行文付与申立書 1通

受書を並記しない場合は受書も必要。裁判所や担当部署によって、独自の受書への記入を求められる場合もあるので受書が不要となることもある。しかし、念のため用意しておく方がよい。

### 1.3.2 債務名義 正本1通

執行文付与は直接債務名義正本に奥付されるので、債務名義正本の提出が必要である。

### 1.3.3 証明書 ※承継、条件成就の場合のみ

### 1.3.4 執行文および証明文書謄本の送達申請書 及び 執行文および証明文書謄本送達証明申請書 ※承継、条件成就の場合のみ

各2通を提出、うち1通に送達証明手数料150円の収入印紙を貼付 ※承継、条件成就の場合のみ

## 1.4 書類の作成

### 1.4.1 執行文付与申立書

判決等債務名義の内容や、判決後の当事者の変動にあわせて、記載例が異なるため注意すること。

#### 書式例1、債務名義が判決である場合の執行文付与申立書

もっとも典型的な執行文付与の申立の場合（単純執行文付与）。本文中判決正本とあるところは債務名義にあわせて書き換えること

平成16年(ワ)第123456号 貸金等請求事件  
原告 鐘尾株式会社  
被告 苅田佳奈 外1名

執行文付与申立書

平成18年 月 日

横浜地方裁判所 民事第9部 御中

原告訴訟代理人  
弁護士 ○○○○

頭書事件について、平成 年 月 日言渡された判決正本に執行文を付与されたく申立て致します。

受 書

執行文付判決正本1通受領しました。

平成18年 月 日(※1)

横浜地方裁判所 民事第9部 御中

原告訴訟代理人  
弁護士 ○○○○

※1 受書なので、日付は空欄

**書式例2、執行文数通付与申立書**

同時に複数の民事執行申立を行う場合には、それぞれの執行申立につき、執行文付債務名義が必要となるため、複数の執行文付与を申し立てる。

(省略)

執行文数通付与申立書

(省略)

頭書事件について、平成 年 月 日判決の言渡しがあったが、不動産差押、債権差押を同時に申し立てる必要があるため、上記判決正本を更に1通交付したうえ、執行文を2通付与されたく申立て致します。(※1)

受 書

執行文付判決正本2通(※1)受領しました。

(省略)

※1 必要通数に記載の通数も異なる点に注意。

**書式例3、承継執行文付与申立書**

判決の言い渡し後、被告が死亡した場合は、被告の地位を承継した相続人に対し、執行を行うことになる。判決の名宛人と実際の執行の相手方が違ってくるため、「承継執行文」の付与を受け

なければ執行ができない。そのため、地位の承継についての証明文書を添付した上で承継執行文付与申立書を提出する。

また、承継人等に対し防御の機会をあたえるため、執行文と添付された証明文書を、承継人等に裁判所から送達してもらう必要がある。そのため、

1. 執行文および証明文書謄本の送達申請書
2. 執行文および証明文書謄本送達証明申請書 (2通を提出、うち1通に証明手数料150円の収入印紙を貼付)

を同時に提出する必要がある。

(省略)

#### 承継執行文付与申立書

(省略)

頭書事件について、平成 年 月 日言渡された判決は平成 年 月 日確定したが、上記被告苅田養太は平成 年 月 日に死亡し、相続人 及び同 がその地位を承継したので、上記承継人らに対し執行をするため、上記判決に承継執行文を付与されたく申立て致します。

#### 添付書類

- 1 証明書 (※1) 通  
(省略)

※1 被告死亡の事実および、相続人等の地位の承継の事実を証明する書面が必要になる。

#### 書式例4、条件成就による執行文付与申立書

和解調書にもとづく場合など、一定の条件を満たさないと執行ができない場合がある。条件を成就しないと執行文の付与が受けられないため、その条件の成就を証明する書類を添付し、執行文付与の申立を行う。

また、相手方等に対し条件成就している事実を知らせ、防御の機会をあたえるため、執行文と添付された証明文書を、承継人等に裁判所から送達してもらう必要がある。そのため、

1. 執行文および証明文書謄本の送達申請書
2. 執行文および証明文書謄本送達証明申請書

を同時に提出する必要がある。

(省略)

#### 条件成就による執行文付与申立書

(省略)

頭書事件について、平成 年 月 日成立した和解調書の和解条項第 項による条件は、別添証明書のとおり成就したので、上記和解調書正本について、執行文を付与されたく申立て致します。

#### 添付書類

- 1 証明書 (※1) 通  
(省略)

※1 承継執行文と同じく、条件を成就したことを証明する書面の提出が必要

## 2 送達証明申請

### 2.1 申請先

判決等の場合は受訴裁判所、公正証書にもとづく場合は公証役場。裁判所の場合、通常は担当部署になるが、判決日から時間が経っている場合は記録係の場合もある。事前に電話で確認するとよい。

### 2.2 費用・郵券

#### 2.2.1 証明手数料（収入印紙150円分）

#### 2.2.2 予納郵券

### 2.3 提出書類

#### 2.3.1 送達証明申請書 2部

#### 2.3.2 受書 1部

### 2.4 書類の作成

#### 2.4.1 送達証明申請書

2通送付のうち1通に担当書記官の印が押され証明書となる。そのため、受書は別の用紙に記載するか、2部提出するうちの1部のみに申請書下部に受書の記載をするとよい。

受書を並記しない場合は受書も必要。裁判所や担当部署によって、独自の受書への記入を求められる場合もあるので受書が不要となることもある。しかし、念のため用意しておく方がよい。

#### 書式例1、判決送達証明申請書

17年(ワ)第123456号 貸金等請求事件

原告 鐘尾株式会社

被告 苅田佳奈 外1名

判決送達証明申請書

平成18年 月 日

横浜地方裁判所 民事第9部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 ○○○○

頭書事件について、平成17年 月 日言渡された判決の正本は、被告に対し、平成17年 月 日(※1)送達されたことを証明されたく申請致します。

(頭書 省略)

受 書

判決送達証明書 1 通受領しました。

平成 1 8 年 月 日 (※ 2)

横浜地方裁判所 民事第 9 部 御 中

原告訴訟代理人

弁 護 士 ○ ○ ○ ○

※ 1 送達日は事前に裁判所に確認をとってもいいが、空欄にしておいて書記官に記入してもらった方が確実である。

※ 2 受書なので日付は空欄

### 3 不動産強制競売申立

#### 3.1 申立先

目的不動産の所在地を管轄する裁判所(執行裁判所)。

#### 3.2 費用・郵券

##### 3.2.1 申立手数料

担保権1個又は債務名義1通につき4,000円

##### 3.2.2 登録免許税

登録免許税は、原則として、国庫金納付の方法で最寄りの金融機関(日本銀行代理店、郵便局等)で納付し、領収書の原本を提出。ただし、税額が30,000円未満の場合は収入印紙でも可。

**計算方法** 確定請求債権額の1,000円未満を切り捨てた額に1,000分の4を掛けて出た数字の100円未満を切り捨てた額。最低税額は1,000円

計算例 請求債権額145万7450円の場合

$$1457000 \times 1000 \text{分の} 4 = 5828 \rightarrow 5800 \text{円}$$

##### 3.2.3 予納金

請求債権額が

2,000万円未満 ……………	60万円
2,000万円以上5,000万円未満 …	100万円
5,000万円以上1億円未満 ………	150万円
1億円以上 ……………	200万円

※ 二重開始決定となる場合の競売申立ては30万円。ただし、先行事件に含まれない物件がある場合は、請求債権額を基準に予納

##### 3.2.4 予納郵券

本庁は、平成17年11月7日から不要となった。支部は下記の内訳で合計16,000円分必要

内訳

500円×20枚	100円×10枚	90円×15枚	80円×20枚
50円×25枚	20円×30枚	10円×20枚	

#### 3.3 提出書類

##### 3.3.1 不動産強制競売申立書 1通

「書類の作成」参考

### 3.3.2 申立書の目録類の写し 各1部ずつ

当事者目録、請求債権目録、物件目録の各1部。(フロッピー用に作成したものを印刷したものでよい。)

### 3.3.3 フロッピーディスク

フロッピーディスクの作成方法については、裁判所ホームページなどで閲覧できる。

### 3.3.4 執行力ある債務名義正本並びに送達証明書 各1部

債務名義は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する場合を除き、執行文付与を受けている必要がある。

また、債務名義とともに送達証明書が必要となる。債務者へ債務名義が送達され、防御の機会があたえられていることを証明するためである。仮差押の本執行である場合は、仮差押決定正本の写し。

### 3.3.5 不動産登記事項証明書、不動産登記簿謄本（1ヶ月以内に取得したもの）1部、その写し2部

土地のみ、建物のみ申立ての場合でも、それぞれ地上建物、敷地の登記簿謄本1部及びその写し2部を添付する必要がある。更地である場合は、その旨の上申書を提出。目的物件がマンション等の区分所有建物の場合は、敷地権の目的たる土地の登記簿（甲区、乙区とも）謄本1部及びその写し2部を添付。

### 3.3.6 公課証明書（3ヶ月以内に取得したもの）原本1部、その写し2部

入札を検討している人に対し、固定資産税がいくらかかるかを参考としてもらうために提出する。よって、税額の記載がある公課証明書の提出が必要。但し、相当税額の記載のある評価証明書でも可。同じ目的を達成できるからである。非課税の不動産についてはその旨の証明書が必要。

なお、公課証明書取得のためには、裁判所へ提出予定の不動産競売申立書案の写しを同封する必要がある。そのため、先に申立書を作成した上で、役所へ請求をする必要がある。

### 3.3.7 資格証明書（当事者が法人の場合）、住民票（個人の場合）

当事者の特定のために必要となる。資格証明書は3ヶ月以内、住民票は1ヶ月以内に取得したもの。当事者が破産している場合や、死亡している場合等、当事者に変動がある場合はそれに応じて必要書類が増える。

### 3.3.8 売却方法についての意見書 1通

期間入札の結果、売却できなかった場合に特別売却の実施に同意する旨の意見書である。用紙は裁判所書記官室で交付しており、またホームページ上でも入手可能である。

### **3.3.9 公図（法務局に備え置かれているもの） 2部**

法務局に備え置かれている公図である。写しで構わない。現況調査の参考資料として提出する。建物のみ申立ての場合も敷地の公図を添付する。

### **3.3.10 建物図面（法務局に備え置かれているもの） 2部**

法務局に備え置かれている建物図面である。写しで構わない。土地のみ申立ての場合も地上建物があれば添付する。

### **3.3.11 案内図 2部**

最寄駅から物件所在地までの行き方のわかるものを提出する。地図の写しや、インターネット上の地図サイトの該当部分を印刷したものでもよいが、現地調査に行く人がわかりやすいよう極力細かい地図がよい。

### **3.3.12 【目的不動産が建物である場合】建物間取図 2部**

法務局に備え付けてある建物の各階ごとの簡単な間取り図である。入手不能であればその旨の報告書1通の提出でよい。

### **3.3.13 地積測量図（法務局に備え置かれているもの） 2部**

法務局に備え付けてある土地の地積測量図である。入手不能であればその旨の報告書1通の提出でよい。

### **3.3.14 照会書 2部**

抵当権設定当時及び申立時の物件の概況調査報告を内容とするもので、書式は裁判所書記官室、ホームページで手に入る。

### **3.3.15 その他任意に提出した方がよいもの**

申立債権者が不動産の現況の調査又は評価をした場合で当該調査の結果又は評価を記載した文書を保有するときは、その文書。

### 3.4 書類の作成

#### 3.4.1 不動産強制競売申立書 1部

**申立書** 申立書に記載すべき事項は、裁判所の表示、年月日、申立人（代理人）の記名押印、別紙とした目録の表示、競売を求める旨の記載である。

##### 書式例1、不動産強制競売申立書

強制競売申立書		
平成18年月日		
横浜地方裁判所 第三民事部 御 中		
原告訴訟代理人 弁 護 士 ○○ ○○		
当事者		
請求債権		別紙目録記載のとおり
目的不動産		
債権者は、債務者に対し別紙請求債権目録記載の執行力ある判決正本に記載された上記債権を有しているが、債務者はその支払をしないので、債務者所有の別紙物件目録記載の不動産に対する強制競売手続の開始を求める。		
添 付 書 類		
1	執行力ある判決正本	1 通
2	同 送 達 証 明 書	1 通
3	不動産登記簿謄本	3 通
4	公課証明書	3 通
3	資格証明書	1 通
5	委 任 状	1 通
6	住 民 票	1 通
7	特別売却に関する意見書	1 通

**当事者目録** 当事者目録に記載が必要なのは、(1) 申立債権者、(2) 申立債権者代理人、(3) 債務者、である。所有者が共有のため複数いる場合でも、対象となる物件は債務者の持ち分のみであるから、他の所有者の記載は必要ない。

##### 書式例2、当事者目録

#### 当事者目録

〒123-4567 横浜市中区〇〇町〇丁目〇番〇号  
申立債権者 ○ ○ × ×

〒123-4567 横浜市中区〇〇町〇丁目〇番〇号  
申立債権者代理人 弁護士 ○ ○ × ×

〒123-4567 横浜市中区〇〇町〇丁目〇番〇号  
債務者 ○ ○ × ×

**請求債権目録** 債権の種類により記載方法は異なる。元金、利息、損害金は分けて表示する必要がある。債権の特定のため、下記の事項の記載が必要である。

- 貸付金の場合 貸し主、借り主、貸付日および貸付金額
- 売買代金の場合 売り主、買い主、契約日、売買の目的物、金額
- 譲受債権の場合 通常の記事に加え、債権を譲り受けた事実
- 分割弁済の契約をしている場合 別紙にて利息・損害金明細表を添付する

また、利息損害金の計算につき、年365日の日割計算の特約がなされている場合にはその旨の記載が必要となる。

#### 書式例3、請求債権目録

#### 請求債権目録

債権者と債務者間の横浜地方裁判所平成17年(ワ)第123〇号判決正本に表示された下記債権

- (1) 元金 1000万円
- (2) 損害金 上記(1)に対する平成17年 月 日から完済まで年5パーセントの割合による損害金(※1)

※1 不動産競売の場合、配当時までの損害金を請求できるため、現在の金額を算出して記載する必要は無い。

#### 物件目録 書式例4、物件目録

物件目録

〒123-4 横浜市中区〇〇町〇丁目〇番〇号

申立債権者 〇〇××

〒123-4567 横浜市中区〇〇町〇丁目〇番〇号

申立債権者代理人 弁護士 〇〇××

〒123-4567 横浜市中区〇〇町〇丁目〇番〇号

債務者兼所有者(※1) 〇〇××

## 4 担保不動産競売申立

### 4.1 強制競売申立との相違点

担保不動産競売申立と強制競売申立とは、おおまかな手続きは同じであるが、添付書類および、申立書、目録類の記載方法が細かく違う。ここでは相違する部分のみを取り上げ、他は強制競売とおなじとする。

### 4.2 提出書類

担保権にもとづくため、執行力ある債務名義および送達証明書が不要となるが、それ以外は強制競売と同じである。

### 4.3 書類の作成

#### 4.3.1 不動産強制競売申立書

**申立書** 本文および、添付書類が違ってくる。

##### 書式例 1、不動産競売申立書

不動産競売申立書 (※1)		
(省略)		
当事者 担保権・被担保債権・請求債権 (※1 別紙目録記載のとおり) 目的不動産		
債権者は、債務者兼所有者 (※1) に対し別紙請求債権目録記載の債権を有しているが、債務者兼所有者はその支払をしないので、別紙担保権目録記載の抵当権 (※1) に基づき、別紙物件目録記載の不動産に対する競売手続の開始を求める。		
添 付 書 類 (※1)		
1	不動産登記簿謄本	3 通
2	公課証明書	3 通
3	資格証明書	1 通
4	委任状	1 通
5	住民票	1 通
6	特別売却に関する意見書	1 通

**当事者目録** 当事者目録に記載が必要なのは、(1) 申立債権者、(2) 申立債権者代理人、(3) 債務者、(4) 債務者と対象物件の所有者が異なる場合は所有者である。担保権は債務者以外の第三者の所有物にも設定ができるため、強制競売のように債務者と所有者が必ずしも一致しない。そのため、債務者が所有者である場合は「債務者兼所有者」として所有者であることを明記し、債務者が所有者ではない場合は、単に「債務者」とした上で、所有者の記載をする必要がある。

**書式例 2、当事者目録**

債務者と所有者が同一人物の場合

〒123-4567 横浜市中区〇〇町〇丁目〇番〇号  
債務者兼所有者(※1) 〇〇××

**書式例 3、当事者目録**

債務者と所有者が別の場合＝物上保証人がいる場合

〒123-4567 横浜市中区〇〇町〇丁目〇番〇号  
債務者 〇〇××

〒123-4567 横浜市中区〇〇町〇丁目〇番〇号  
所有者 〇〇××

**担保権・被担保債権・請求債権目録** 強制競売と違い、担保権の記載および、被担保債権の記載が必要となる。通常は、被担保債権＝請求債権であるので、被担保債権目録及び請求債権目録は一緒に記載する。

**書式例 4、請求債権目録**

担保権・被担保債権・請求債権目録

1 担保権

- (1) 平成14年5月30日設定の抵当権
- (2) 登記 東京法務局  
平成14年5月30日受付第16348号

2 被担保債権及び請求債権目録

- (1) 元金 1000万円
- (2) 損害金 上記(1)に対する平成17年 月 日から完済まで年5パーセントの割合による損害金(※1)

※1 不動産競売の場合、配当時までの損害金を請求できるため、現在の金額を算出して記載する必要は無い。

**物件目録** 物件目録は強制競売と同じ。

## 5 債権執行申立

### 5.1 差し押える債権による相違

債権執行は差し押える債権の種類がさまざまであり、その種類によって差押債権目録の記載がかなり異なる。しかし、申立書、当事者目録の記載はほぼおなじである。

### 5.2 申立先

債務者の普通裁判籍を管轄する地方裁判所

### 5.3 費用・郵券

#### 5.3.1 申立手数料 (収入印紙 4000円)

ただし、債務名義及び担保権の数、当事者の数によって手数料額が異なる。

#### 5.3.2 予納郵券

合計2,900円 (内訳 1000円×2 500円×1 100円×1 90円×1 80円×2 50円×1)。ただし、第三債務者の送達先が1カ所増えるごとに(1,100円, 500円, 80円の組)合計1,680円分を加算。

### 5.4 提出書類

#### 5.4.1 債権差押命令申立書 1通

各ページごとにページ数をいれ、捨印を押す。

#### 5.4.2 目録類

捨印, 訂正印, ページ数等は記入又は押さないこと。

- 当事者目録 …… 当事者の数+4 (通常は7通)
- 請求債権目録 … 当事者の数+2 (通常は5通)
- 差押債権目録 … 当事者の数+2 (通常は5通)

#### 5.4.3 執行文付債務名義 正本 及び 送達証明書

#### 5.4.4 資格証明書 (当事者が法人の場合), 住民票 (個人の場合)

当事者の特定のために必要となる。資格証明書、住民票ともに1ヶ月以内に取得したもの。債権者、債務者及び、第三債務者のものが必要。(第三債務者の住民票は不要)

#### 5.4.5 陳述催告の申立書

#### 5.4.6 当事者に対する宛名書 (宛名ラベル等) 済の「長3」封筒

債権者宛3枚, 債務者宛1枚, 第三債務者宛1枚。第三債務者の数にあわせて債権者宛もその分増やす。

## 5.5 書類の作成

### 5.5.1 債権差押命令申立書

**申立書** 基本的にはここで差押債権などの特定をしないため、差押債権に関係なく本文の記述は変わらない。添付書類が異なるぐらいである。

#### 書式例 1、債権差押命令申立書

債権差押命令申立書 (※1)		
(省略)		
当事者		
請求債権 (※1)	別紙目録記載のとおり	
差押債権		
<p>債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある判決正本に表示された上記請求権を有しているが、債務者がその支払いをしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。</p>		
添付書類 (※1)		
1	執行力ある判決正本	1 通
2	同送達証明書	1 通
3	資格証明書	2 通
4	委任状	1 通

**当事者目録** 当事者目録に記載が必要なものは、(1) 申立債権者、(2) 申立債権者代理人、(3) 債務者、(4) 第三債務者である。基本的な記載方法は強制競売と同じである。第三債務者については場合に応じて書き方が異なる。東京地方裁判所民事第21部ホームページにて「当事者目録の書き方」という非常に参考になる手続き案内があるので、こちらを参考のこと。

#### 書式例 2、当事者目録

当事者目録	
(省略)	
〒123-4567	横浜市中区〇〇町〇丁目〇番〇号
	第三債務者 〇〇 × ×

**請求債権目録** 不動産強制競売と違い利息・損害金については申立日までのものに限られるため、申立日までの利息、損害金を計算し、金額を明記する。東京地方裁判所民事第21部ホームページにて「請求債権目録の書き方」という非常に参考になる手続き案内があるので、こちらを参考のこと。

なお、強制執行の費用で必要なもの（「執行費用」という。）は、債務者の負担となり、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行にあっては、執行費用は、その執行手続において、債務名義を要しないで、同時に、取り立てることができるので、請求債権目録に記載が必要となる。

**書式例3、請求債権目録**

請求債権目録			
東京簡易裁判所平成16年(ワ)第123456号貸金請求事件の判決正本に表示された下記金員及び執行費用			
(1)	元 金	金1,600,000円	
(2)	損害金	金178,290円	
		但し、上記(1)に対する平成15年3月3日から平成16年8月3日まで年5分の割合による金員	
(3)	執行費用	金13,510円	
	内 訳		
		本申立手数料	4,000円
		申立書書記料及び提出費用	1,000円
		差押命令正本送達費用	2,820円
		資格証明書交付手数料	3,000円
		資格証明書交付費用	640円
		送達証明書申請手数料	150円
		執行文付与申立手数料	300円
合 計		金1,791,800円	

**差押債権目録** 差押債権の種類によって、書き方が異なる。ここでは2つ例にあげるにとどめる。なお、差押債権を特定する必要があるが、債権者には債務者の有する債権の詳細はわからないことが多いため、他の債権と識別できる程度に具体的に記載されていればよい。東京地方裁判所民事第21部ホームページにて書式集があるためそちらを参考にすること。

**書式例4、差押債権目録(給料債権)**

#### 差押債権目録

金 1,790,350円

ただし、債務者が第三債務者から支給される、本決定送達日以降支払期が到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。

1 給料（基本給と諸手当、ただし、通勤手当を除く。）から給与所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1

（ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）

2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1

（ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）にして頭書金額に満つるまで。

3 上記1及び2による金額が頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1にして、上記1及び2と合計して頭書金額に満つるまで。

#### 書式例5、差押債権目録(預金債権)

## 差押債権目録

金1,000,000円

ただし、債務者が第三債務者（××支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、下に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

### 記

1 差押えや仮差押えのない預金とある預金があるときは、次の順序による。

- (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
- (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの

2 円貨建て預金と外貨建て預金があるときは、次の順序による。

- (1) 円貨建て預金
- (2) 外貨建て預金

（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）

3 同一の通貨で数種の預金があるときは次の順序による

- (1) 定期預金
- (2) 定期積金
- (3) 通知預金
- (4) 貯蓄預金
- (5) 納税準備預金
- (6) 普通預金
- (7) 別段預金
- (8) 当座預金

4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

書式例6、差押債権目録（郵便貯金）

### 差押債権目録

金1,000,000円

ただし、債務者が第三債務者（横浜貯金事務センター扱い）に対して有する下記貯金債権のうち、下に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

#### 記

- 1 総合口座扱いの定額貯金、定期貯金、通常貯金については、定額貯金、定期貯金、通常貯金の順序による。
- 2 差押えや仮差押えのない貯金とある貯金があるときは、次の順序による。
  - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
  - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 3 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
  - (1) 担保権の設定されていないもの
  - (2) 担保権の設定されているもの
- 4 定額貯金、定期貯金については、証書番号の若い順序による。

#### 5.5.2 第三債務者に対する陳述催告の申立書

債権差押命令申立時に提出するため、事件名の表示等は不要。当事者で事案の特定するため、当事者目録と一緒に綴じる。

##### 書式例7、第三債務者に対する陳述催告の申立書

#### 第三債務者に対する陳述催告の申立書

平成17年 月 日

横浜地方裁判所 御 中

申立債権者代理人

弁 護 士 ○○○○

本日御庁に申し立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法147条第1項に規定する陳述の催告をされたく申し立てる。

#### 5.5.3 転付命令申立書

転付命令の申立には二通りの方法がある。一つは、債権差押命令申立時に同時に申し立てる場合、もう一つは、債権差押命令発令後に申し立てる場合である。後者の場合は、第三債務者から

の陳述を受け、その内容を見てから申し立てる場合などがある。

#### 書式例8、債権差押及び転付命令申立書

債権差押命令申立時に同時に申し立てる場合。債権差押命令申立書を下記のとおり書き換える。

#### 債権差押及び転付命令申立書(※1)

(省略)

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある判決正本に表示された上記請求権を有しているが、債務者がその支払いをしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権に対し、差押命令及び請求債権の支払いに代えて券面額で債権者に転付するとの命令を求める。

(省略)

なお、差押債権については、転付命令は、差押債権の券面額で債務者が弁済したことにするため、請求債権額以上の金額の債権の差押はできない。よって、請求債権額よりも高い債権を差し押える場合は、差押債権目録に下記のように記載して、差押債権額を限定する。(例は、請求債権額100万円、差押債権額の全額が1000万円の場合)

#### 差押債権目録

金100万円

債務者が第三債務者に対して平成〇〇年×月×日付売買契約により売り渡した別紙物件目録記載の不動産売買代金1000万円の内金

## 6 担保権の実行としての債権執行申立

### 6.1 通常債権執行との相違

基本的に通常債権執行と同じであるが、執行文付債務名義が不要である点と、申立書本文、目録類の記載が多少違って来る。

### 6.2 申立先

債務者の住所地を管轄する地方裁判所。但し、債務者と差押債権を有する者（執行債務者）が異なる場合は、執行債務者の住所地を管轄する地方裁判所。

### 6.3 費用

通常債権執行と同じ。

### 6.4 提出書類

債務名義が不要となる点をのぞき、通常債権執行と同じ。

### 6.5 書類の作成

#### 6.5.1 債権差押命令申立書

申立書 書式例1、債権差押命令申立書

債権差押命令申立書 (※1)

(省略)

当事者  
担保権・被担保債権・請求債権 別紙目録記載のとおり  
差押債権

債権者は、債務者兼所有者に対し別紙請求債権目録記載の債権を有しているが、債務者はその支払をしないので、別紙担保権目録記載の抵当権(物上代位)に基づき、債務者兼所有者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

添付書類(※1)

1	不動産登記簿謄本	1通
2	資格証明書	2通
3	委任状	1通

**当事者目録** 当事者目録に記載が必要なのは、(1)申立債権者、(2)申立債権者代理人、(3)債務者、(4)債務者と対象物件の所有者が異なる場合は所有者である。債務者が所有者である場合は「債務者兼所有者」として所有者であることを明記し、債務者が所有者ではない場合は、単に「債務者」とした上で、所有者の記載をする必要がある。

**書式例2、当事者目録**

当事者目録

(省略)

〒123-4567 横浜市中区〇〇町〇丁目〇番〇号  
債務者兼所有者(※1)〇〇××

**請求債権目録** 担保権、被担保債権の記載が必要である。

**書式例3、請求債権目録**

## 請求債権目録

### 1 担保権

(1) 平成14年5月30日設定の抵当権

(2) 登記 東京法務局

平成14年5月30日受付第16348号

### 2 被担保債権及び請求債権目録

(1) 元金 金16,466,881円

債権者が、申立外株式会社〇〇銀行(以下「申立外銀行」という)に対して、債権者と債務者との間の平成14年5月30日付保証委託契約に基づき、保証債務の履行として、平成16年8月30日、下記債権と同額の金員を支払ったことにより、債務者に対して取得した求償債権

### 記

申立外銀行と債務者間の平成14年5月30日付金銭消費貸借契約による貸付金1700万円の残元金16,466,881円

(2) 遅延損害金 金 円

上記(1)の元金に対する保証債務を履行した日の翌日から平成16年8月3日まで年14%の割合による遅延損害金(年365日日割計算)なお、債務者は平成15年5月26日の分割金の支払い怠ったので、約定により、同日の経過により、期限の利益を失った。

(3) 執行費用 金13,510円

内 訳 本申立手数料 4,000円

申立書書記料及び提出費用 1,000円

差押命令正本送達費用 2,820円

資格証明書交付手数料 3,000円

資格証明書交付費用 640円

送達証明書申請手数料 150円

執行文付与申立手数料 300円

合計 金1,791,800円

## 7 建物収去命令申立

### 7.1 申立先

目的不動産を管轄する地方裁判所

### 7.2 書類の作成

#### 7.2.1 建物収去命令申立

授權決定を受けるための申立書である。

##### 書式例 2、建物収去命令申立書

建物収去命令申立書		
平成18年月日		
横浜地方裁判所	第三民事部	御 中
	原告訴訟代理人	
	弁 護 士	〇〇〇〇
当事者		
目的不動産		別紙目録記載のとおり
申 立 の 趣 旨		
債権者の申立を受けた執行官は、別紙物件記載の建物を債務者の費用をもって収去することができる。との裁判を求める。		
申 立 の 原 因		
債務者は債権者に対し、東京地方裁判所平成16年（ワ）第1234567号建物収去土地明渡請求事件の執行力ある判決正本に基づき、別紙物件目録記載の建物収去土地明渡義務を負っている。しかるに、債務者は上記義務の履行をしない。よって、申立の趣旨記載の裁判を求める。		
添 付 書 類		
1. 執行力ある判決正本 1通 2. 同送達証明書 1通 3. 同確定証明書 1通 4. 資格証明書 1通 5. 不動産登記簿謄本 1通 6. 委任状 1通		

#### 7.2.2 代替執行費用支払命令申立書

費用の前払を受けるための債務名義となる支払命令の申立である。これにより裁判所が発令する支払命令を債務名義として、執行文付与を受けることで金銭執行を行うことができる。

##### 書式例 2、代替執行費用支払命令申立書

代替執行費用支払命令申立書

平成18年月日

横浜地方裁判所 第三民事部 御 中

原告訴訟代理人

弁 護 士 ○○ ○○

当事者

目的不動産

別紙目録記載のとおり

申立の趣旨

債務者は、予め債権者に対し、別紙物件目録記載の建物を収去するための費用として、金 円を支払え。との裁判を求める。

申立の原因

上記当事者間の東京地方裁判所平成16年(ワ)第1234567号建物収去土地明渡請求事件について、平成 年 月 日言渡の判決の執行力ある正本に基づき、債務者は別紙物件目録記載の建物収去土地明渡義務を負うが、これを履行しない。

そこで、債権者は本日御庁に上記建物収去命令の申立をし、平成16年(ワ)第3333号として受理されたが、上記建物を収去するには、別紙見積書記載のとおり費用を要する。よって、申立の趣旨記載の裁判を求める。

添付書類

1. 費用見積書1通